



メキシコ合衆国

(United Mexican States)

目次

1. 侵害対策関連法令.....	1
2. 侵害対策関係機関.....	3
3. 侵害の定義.....	7
4. 侵害の発見から解決までのフロー.....	16
5. 侵害に対する救済手段.....	24
6. 留意事項.....	33
7. その他の関連団体.....	34

1. 侵害対策関連法令

1. 1 工業所有権法

Lay de la Propriedad Industrial

Industrial Property Law (June 25, 1991, as amended by the Decree of December 26 1997, May 17 1999, January 25 2006, June 28 2010 and April 9, 2012)

1. 1. 1 発明、実用新案及び意匠

第2部 発明、実用新案及び意匠

特許 Inventiones

第2章 特許 第25条 特許権者の排他権

実用新案 Modelos de Utilidad

第3章 実用新案 第29条2項 第25条の援用

意匠 Diseños Industriales

第4章 意匠 第36条2項 第25条の援用

1. 1. 2 営業秘密

第3部 産業上の秘密 De los Secretos Industriales

第84条-第85条 秘密保持義務

第86条 賠償義務

1. 1. 3 商標、標識及び商号

第4部 商標、標識及び商号

商標 Marcas

第1章 商標 第87条 商標権者の排他権

標識 Avisos

第3章 標識 第99条 標識使用の排他権

商号 Nombres Comerciales

第4章 商号 第105条 商号所有者の排他権

1. 1. 4 原産地表示 Denominación de Origen

第5部 原産地名

第1章 原産地名の保護 第157条 原産地名の保護と処罰

1. 1. 5 集積回路配置設計 Esquemas de Trazado de Circuitos Integrados

第5部の2 集積回路配置設計

第178-4条 集積回路設計配置権者の排他権

1. 1. 6 行政手続きでの命令及び処分

第6部 行政手続

第199-2条 権利侵害にかかる行政命令

第7部 仮差止、処罰

第214-2条 処罰

1. 2 植物新品種法

Ley Federal de Variedades Vegetales

Federal Law on Plant Varieties (October 3, 1996)

第1部 一般規定 第4条 植物新品種権者の排他権

1. 3 著作権法

Ley Federal del Derecho de Autor

Federal Law on Copyright (December 5, 1996, as amended by Degree of May 19 1997, July 23 2003 and January 27 2012, June 10 2013 and July 14 2014)

第2部 著作権 第27条 著作権者の排他権
第4部 著作権の保護
第11部 紛争手続き
第12部 行政執行手続き 第231条 取引に関連する著作権侵害

1. 4 連邦刑法

Código Penal Federal
Federal Criminal Code (September 17, 1931, as amended; recently August 19
2010, March 14, 2014)
第9部 第 210 条 営業秘密にかかる犯罪
第26部 第 424 条 著作権にかかる犯罪

1. 5 その他の関係法規

(1) 連邦消費者保護法

Ley Federal de Protección al Consumidor
Federal Consumer Protection Law (December 22, 1992, as amended April 2 2004, and
August 19 2010)
第 32 条 虚偽表示 (商標、原産地表示の誤認混同)
第 123 条 侵害対策(処罰)
第 125 条-第 134 条 罰則

(2) 税関法

Ley Aduanera
The Customs law (December 15, 1995, as amended recently February 2 2006, April 9 2012
and December 9 2013)
第 148 条-第 149 条 税関差止

2. 侵害対策関係機関

2. 1 国家知的財産庁

Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (INPI)
Mexican Institute of Industrial Property
住所: Av. Periférico Sur No 3106
Col. Jardines del Pedregal
01900 Mexico D.F. México

電話: +5255-5624-0400/01/04

Fax: +5255-5624-0406

E-mail: <http://www.tfaforms.com/317754> (メールボックス)

Website: <http://www.impi.gob.mx/>

[知的財産権の保護、創作活動の促進、権利侵害や不正競争の防止、国際協力の促進]

2. 2 種苗認証局

Servicio Nacional de Inspección y Certificación de Semillas (SNICS)

Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación

National Service Seed Inspection and Certification

住所: Av. Presidente Juárez, 13,

El Cortijo, Tlalnepantla,

C.P. 54000, Estado de México, México.

電話: +52-55-3622-0667

Fax: +52-55- 3622-0670

E-mail: <http://snics.sagarpa.gob.mx/Paginas/Contacto.aspx> (メールボックス)

Website: <http://snics.sagarpa.gob.mx>

[植物新品種に関する登録業務、関連機関との協力]

2. 3 国家著作権局

Instituto Nacional Del Derecho de Autor (INDAUTOR)

Secretaria de Educacion Publica

National Institute of Copyright, Mexico

住所: Puebla #143,

Colonia Roma Norte,

C.P. 06700, Mexico D.F. Mexico

電話: +52-55-3601-8210/8216/1097

Fax: +52-55-3601-8214

E-mail: infoinda@sep.gob.mx

Website: <http://www.indautor.gob.mx/ingles/>

[著作権に関する登録業務、関連機関との協力]

2. 4 税関

Administracion General del Aduanas (AGA)

Servicio de Administración Tributaria (SAT)

**The General Customs Administration/ Mexican Internal Revenue Service
Ministry of Finance and Public Credit (SHCP)**

住所: Avenida Hidalgo 77,
Col. Guerrero, Cuauhtemoc,
C.P. 06300, México, D.F. Mexico

電話: +52-55- 5802-0000

Website: <http://www.sat.gob.mx/>

[貨物の輸出入管理、通関手続き、密輸や侵害品の取締りや摘発]

2. 5 最高裁判所

Suprema Corte de Justicia de la Nación (SCJN)

住所: Pino Suárez 2,
Col. Centro,
C.P. 06065, México, D.F. Mexico

電話: +52-55-4113-1000

Fax: +52-55-4195-0913

Website: <http://www.scjn.gob.mx>

[司法権の最高権威であり、憲法裁判所としての機能も有している]

2. 6 巡回控訴裁判所

Tribunales Colegiados de Circuito

住所: Insurgentes Sur 2417,
San Angel. Alvaro Obregón.
C.P. 01000, México D.F. Mexico

電話: +52-55- 5490-8000

E-mail: SoporteportalSISE@correo.cjf.gob.mx

Website: <http://www.cjf.gob.mx/>

[巡回裁判所・地区裁判所の判決に対する抗告の最終審判など]

2. 7 連邦検察庁

**Procuraduría General de la República (PGR)
Attorney General's Office**

住所: Av. Paseo de la Reforma #211-213
Col. Cuauhtémoc, Deleg. Cuauhtémoc
C.P. 06500, México, D.F. Mexico

電話: +52-55-5346-0000

Website: <http://www.pgr.gob.mx/>

[被害者の申立或いは職権で法律違反の調査、認定による加害者の立件]

2. 7. 1 産業財産及び著作権犯罪捜査ユニット/連邦検察庁

Unidad Especializada en Investigación de Delitos contra los Derechos de Autor y la Propiedad Industrial (UEIDDAPI)

Procuraduría General de la República (PGR)

Unit on Investigation of Crimes Committed against Industrial Property and Copyrights/Attorney General's Office

住所: Av. Insurgentes Sur 235,
Col. Roma Norte,
C.P. 06700, México, D.F. Mexico

電話: +52-55-5346-4422

[連邦検察庁内部に設立された知的財産権侵害の専門捜査部門]

2. 8 連邦消費者保護庁

Procuraduría General de la Consumidor (PROFECO)

Federal Attorney's Office of Consumer

住所: José Vasconcelos 208,
Col. Condesa
C.P. 0614, México, D.F. Mexico

電話: +52-55-5625-6700

Fax: +52-55-5286-1992

E-mail: http://www.profeco.gob.mx/formas/dudas_internet.asp (ボックス)

Website: <http://www.profeco.gob.mx/>

[消費者の苦情による法律違反の調査、認定による被害者救済を支援]

2. 9 連邦警察

Policía Federal

The Federal Police

住所: Boulevard Adolfo Ruíz Cortines No. 3648
Col. Jardines del Pedregal,
C.P. 01900, México, D.F. Mexico

電話: +52-55-5078-4300/5078-4300

Website: <http://cns.gob.mx/>

[国家警察の実行組織で犯罪防止、公共安全政策の執行]

2. 10 衛生危険保護連邦委員会

Comision Federal Para La Proteccion Contra Riesgos Sanitarios (COFEPRIS)

The Federal Commission for the Protection against Sanitary Risk

住所: Monterrey No. 33 Planta Baja,

Colonia Roma,

Delegación Cuauhtémoc,

C.P. 06700, México D.F. Mexico

電話: +52-55-5216-6013/800-033-5050

Fax: +52-55-5207-5521/800-420-4224

E-mail: <http://189.254.115.246:83/Contacto/correo.html> (ボックス)

Website: <http://www.cofepris.gob.mx/Paginas/Idiomas/Ingles.aspx>

[保健省の下部組織で衛生規則、管理、促進を通じて国民生活を守る]

2. 11 ネットワーク情報センター

NIC Mexico (Network Information Centre Mexico)

住所: Eugenio Garza Sada 427 L4-6,

Col. Altavista. Monterrey, Nuevo León,

CP 64840 Nuevo León, Mexico

電話: +52-55-8864-2600

Fax: +52-55-8864-2600 x.8111

E-mail: legal@nicmexico.mx

Website: <http://www.nic.mx/>

[メキシコのドメイン管理センター]

3. 侵害の定義

3. 1 特許及び実用新案

特許権者及び実用新案権者(以下合わせて、特許権者という)の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で、工業所有権法第9条により特許権者に付与された排他権を実施する行為は侵害行為と見做される。なお、実用新案権者は、工業所有権法第29条第2項の規定により特許権者と同じ権利を享受する。

工業所有権法第25条が規定する特許権者の排他権の対象は次の行為である。

(a) 物の特許の場合、当該製品の製造、使用、販売、販売の申し出、及び輸入

する行為；

(b) 方法の特許の場合、当該方法を使用して直接的に得られた製品の製造、使用、販売、販売の申し出、及び輸入する行為。

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 特許が公開された時点から賠償請求権は発生する(第24条)が、権利行使は登録後となる(第10条)。
- ・ ライセンス許諾がある場合、ライセンシーは独自に訴訟を開始することができる。
- ・ ノウハウなどの営業秘密は第82条で保護され、秘密として管理され、経済的価値のある状態であることを条件に、物の性質、製品の特性や目的、生産の方法又はプロセス、物の流通又は販売或いはサービスを提供する方法、或いは手段に関するものと定義されている。第86条には、営業秘密取得目的での勤務や違法手段による営業秘密の取得に対する損害賠償義務が規定されている。

対象外規定

- (1) 特許を、私的或いは学究において、非営利目的で実験、試験又は教育のために使用する行為；
 - (2) 合法的に販売された特許製品或いは特許方法が使用された製品の販売、取得、又は使用する行為；
 - (3) 当該特許出願日前より特許方法を使用、特許製品を製造、或いはこれらの準備をしていた場合(先使用、公知技術)；
 - (4) 特許が第三国の輸送機の一部を構成しており、当該輸送機がメキシコの領域を通過する時に当該輸送機において当該特許を使用する行為；
 - (5) 他の種を得るために原種の変種或いは増殖の出発材料として特許を使用する行為；
 - (6) 特許権者又は実施権者により合法的に市場に出された生物関連特許品を増殖或いは繁殖以外の目的に使用、流通、又は販売する行為。
- (以上、第22条)

保護期間：特許：出願日から20年間(第23条)

実用新案：出願日から10年間(特許法第56条)

3.2 意匠

意匠登録権者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で、工業所有権法第

9 条により意匠登録権者に付与された排他権を実施する行為は、侵害行為と見做される。排他権には特許の規定が援用される。

工業所有権法第25条が規定する意匠登録権者の排他権は次の行為である。

- ・ 意匠製品の製造、使用、販売、販売の申し出、及び輸入する行為。

対象外規定

明確な法律規定はないものの、下記の特許の規定が侵害対象外になる。

- (1) 登録意匠を、私的或いは学究において、非営利目的で実験、試験又は教育のために使用する行為；
- (2) 合法的に販売された意匠製品の販売、取得、又は使用する行為
- (3) 当該意匠出願日前より意匠を使用、意匠製品を製造、販売、或いはこれらの準備をしていた場合(先使用、公知技術)；
- (4) 意匠が第三国の輸送機の一部を構成しており、当該輸送機がメキシコの領域を通過する時に当該輸送機において当該意匠を使用する行為。

保護期間:出願日から 15 年間 (第 36 条)

3.3 商標 (標識及び商号を含む)

メキシコの工業所有権法は商標(第 87 条)に加え、標識(第 99 条)の排他権の登録による発効をそれぞれ規定している。また、商号(第 105 条)は使用開始により排他権が発生するものの、知的財産権局の官報による公示からその権利の存在が推定される(第 106 条)。商標、標識及び商号の権利者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内でそれぞれの排他権を侵害する行為を実施する場合は侵害行為と見做される。

メキシコの工業所有権法に登録商標権による禁止権の対象となる行為は明示されていないが、行政上の法律違反と犯罪行為が下記のように規定されている。

- (a) 登録商標と同一、或いは登録商標と混同させるほど類似する商標を当該商標の指定商品又はサービスと同一或いは類似するものに使用する行為；
- (b) 登録商標の指定商品と同一或いは類似する商品をそれと知りながら販売又は供給する行為；
- (c) 登録商標が付された商品を改造して販売又は供給する行為；
- (d) 登録商標が付された商品の当該商標を部分的或いは全面的に改変、付替又は消去して販売又は供給する行為；
- (e) 登録された標識又は当該標識と混同するほど類似した標識を対象商品や

サービス、或いは同一の事業又は類似する事業において宣伝目的で使用する行為；

- (f) 登録商標又は登録商標と混同させるほど類似する商標を、自己の商号或いは企業名称の要素として使用する行為、或いはその逆の行為。ただし、当該商号或いは企業名称で当該商標により保護される商品又はサービスを扱う事業者に係わる場合に限る；
- (g) 登録商標又は登録商標と混同させるほど類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一或いは類似する商品又はサービスの生産、輸入、販売の従事分野において、個人又は企業が自己の商号又は企業名称或いはそのような名称の一部として使用する行為；
- (h) 第三者と同一又は混同させるほど類似する商号を、その実際の顧客が存在する地域などで、工業、商業又はサービスが同一又は類似する事業分野において使用する行為；
- (i) 商号或いはそれと混同するほど類似する名称を、同一或いは類似する事業分野において、工業、商業又はサービスのために使用する行為。

(以上、第213条)

- (j) 商業的規模で、かつ悪意をもって、登録商標と虚偽表示する行為；
- (k) 商業的規模で、かつ悪意をもって、偽造した登録商標を表示した製品を生産、保管、輸送、輸入、供給又は販売する行為；
- (l) 偽造した登録商標を表示した製品を生産するために、悪意をもって、原料又はその他の材料を提供又は供給する行為。

(以上、第233条)

なお、知的財産庁は次の場合、職権又は請求により商標の使用を禁止或いは制限、または行政処罰をすることができる。

- (I) 商標の使用が特定の商品又はサービスの生産、流通或いは販売に重大な歪みを生じさせる独占的又は寡占的な産業慣行、或いは不正競争につながる要素となっている場合；
- (II) 商標の使用が商品又はサービスの効率的な流通、生産或いは販売を妨げる場合；
- (III) 国家の緊急事態の時、又はそのような状況となるような時に、商標の使用が妨害、阻害、或いは商品又はサービスの公衆への流通、供給或いは生産コストの増大をもたらす場合。

(以上、第129条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 登録できない商標(第90条)の場合、権利行使時に注意が必要である。
- ・ 故意侵害や寄与侵害の規定がないため、こうした主張はできない。
- ・ 不正競争法や刑法の面から不法行為と主張できるかどうかは前例がないため個別案件ごとの判断となる。
- ・ 登録商標として、商標記号の“*tm*marca registrada”、“MR”や“®”を使用することができる(第131条)が、その使用は義務ではないものの権利行使のためには商標マーキングがされていることが求められる。(第229条)
- ・ 税関登録により税関摘発ができる。
- ・ 登録後継続した3年間登録商標を使用していない場合、不使用取消の対象となる。(第130条)

対象外規定

- (1) 同一或いは類似する商品又はサービスに同一或いは混同させるほど類似する商標を登録商標の出願日又は最初の使用宣誓日以前から善意で使用している第三者には権利行使できない；
 - (2) 合法的に登録商標が使用されている商品が商標権者又はその被使用許諾者により合法的に市場に導入され、販売、流通、供給又は使用する行為、及び外国から合法的に並行輸入する行為；
 - (3) 明確に区別することを条件に自己の名称或いは会社名又は企業名をその生産又は販売する商品、提供するサービス、或いは自己の事業名称又は商号の一部として使用する行為。
- (以上、第92条)

●周知及び著名商標

メキシコ工業所有権法の第98条の2には、周知及び著名商標について下記のように定義し、その保護を認めている。

商標の使用者が商品又はサービスに商標をメキシコ国内外で使用、或いはその広告や販売促進の結果、特定な一般消費者、特定な分野や業界で、当該商標が知られている場合、当該商標はメキシコにおいて周知と判断されなければならない。また、一般消費者の大多数が当該商標を知っている場合、当該商標はメキシコにおいて著名であると判断されなければならない。

なお、下記の通り、周知或いは著名商標と判断又は宣言した商標と同一或いは類似する立体の名称、図形又は形状に対して、その使用を禁止することができる。

- (a) 周知商標の所有者と混同、或いは提携関係があると誤認させる虞がある場合；
- (b) 周知商標の所有者の許諾なく盗用である虞がある場合；
- (c) 周知商標の信頼性を害する虞がある場合；
- (d) 周知商標の顕著な特徴を希釈化する虞がある場合。

保護期間

商標：出願日から 10 年間（その後同じ期間更新可能、最大無期限）（第 95 条）

標識：出願日から 10 年間（その後同じ期間更新可能、最大無期限）（第 103 条）

商号：出願日から 10 年間（その後同じ期間更新可能、最大無期限）（第 110 条）

3.4 原産地表示

工業所有権法は知的財産庁の宣言により、原産地表示の保護を開始すると規定している（第 157 条）。原産地表示権者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で原産地表示使用する行為は侵害行為と見做される。

保護される利害関係者は次の通り。（第 158 条）

- ① 当該原産地表示の対象となる 1 つ 又は複数の製品の抽出、生産又は製造に直接関わる個人又は企業；
- ② 製造者若しくは生産者の会議又は協会、及び；
- ③ 連邦政府の省庁及び連邦の州政府。

メキシコの工業所有権法が規定する行政上の法律違反は下記の通り。

- (a) 関係商品の原産地がその真の原産地とは異なる地域、領域或いは場所であると公衆を誤解させるような態様で表示等を行う行為；
 - (b) 原産地名称を適正な許可或いは使用許諾を得ることなく使用する行為。
- （以上、第213条）

なお、原産地表示の違法な使用方法として、「…種類(kind)」、「…タイプ(type)」、「…方式(style)」、「…類似(imitation)」又はその他の類似語のような消費者の心に混同を生じさせ又は不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰の対象となる。（第 158 条）

保護期間： 出願日から 10 年間（その後同じ期間更新可能、最大無期限）
（第 172 条）

3.5 集積回路配置設計

工業所有権法により、独創的で新規な集積回路配置設計、又は当該集積回路配置設計は最初の商業的利用日から2年以内であれば登録され保護を受けることができる(第178-2(2)条)。集積回路配置設計権者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で実施した場合、侵害行為と見做され、損害賠償義務が発生する(第178-2(9)条)。

集積回路配置設計権者の禁止権の対象となる行為は下記の通り。

- (a) 登録された集積回路配置設計の全体又はその一部で独創性を備えている部分を他の集積回路へ組み込み、或いはその他の方法で使用する行為；
- (b) 登録された集積回路配置設計、又はそれを使用した集積回路、或いはそれらを使用している集積回路を組み込んだ製品を違法に輸入、販売、又はその他で提供する行為。

(以上、第178-2(4)条、第213条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 権利行使には通知義務が必要であり、集積回路配置設計権者は対象製品に登録記号(M又はT)と所有者名を表示(第178-2(9)条)、または、通知する(第178-2(5)条5項)ことを賠償請求の条件としており、被疑侵害者は知った時点からの賠償義務を負うとしている。

対象外規定

- (1) 登録された集積回路配置設計を私的又は教育目的で、評価、分析、調査するために使用する行為；
- (2) 登録された集積回路配置設計を評価又は分析し、新たな独創的集積回路配置設計を創作する行為；
- (3) 登録された集積回路配置設計が登録公示されるより前に、独自に創作された同一の集積回路配置設計；
- (4) 合法的に販売或いは輸入された登録された集積回路配置設計又はそれを使用した集積回路、或いはそれらを組み込んだ製品から創作する行為；
- (5) 集積回路配置設計が登録されたものと知らずに或いは合理的に知る手段もなく、登録された集積回路配置設計を違法に使用した集積回路を販売又は提供する行為、或いはこれらの行為を命じる行為。

(以上、第178-2(5)条)

保護期間： 出願日から10年間(更新不可)(第178-2(3)条)

3.6 植物新品種

植物新品種権者は排他権による保護(植物新品種法第4条)を受けており、植物新品種権者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で当該植物新品種にかかる実施や取引をした場合、侵害行為と見做される。

植物新品種権者の禁止権の対象となる行為は下記の通り。

- (a) 植物新品種及びその増殖材料を利用又は搾取して、生産、再生産、配布又は販売する行為；
 - (b) 植物新品種及びその増殖材料を利用又は搾取して、他の植物新種又は交配種を商業目的で生産する行為。
- (以上、植物新品種法第4条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 仮差止を利用することができる。(植物新品種法第42条)
- ・ 仮差止を請求した場合、20日以内に行政摘発を請求しなければならない。(植物新品種法第44条)

対象外規定

- (1) 他の植物品種の遺伝的改良のための起源材料或いは研究材料として使用する行為；
 - (2) 個人の消費や種蒔き用のために増殖材料を繁殖させる行為；
 - (3) 収穫者の独占的利益として食用或いは動物用に使用する行為。
- (以上、植物新品種法第5条)

保護期間： 多年生植物 登録日から18年間(更新不可)
(樹木、果樹、ブドウ、観賞用植物、及びこれらの根茎)
上記以外の植物 登録日から15年間(更新不可)
(以上、植物新品種法第4条)

3.7 著作権

著作権者の承諾なく、権利存続期間中にメキシコ国内で、著作権者の権利を実施する行為は侵害行為と見做される(著作権法第11条)。著作権法は、著作権を人格権と財産権(Economic rights)の観点から規定し、別に著作隣接権を規定している。この項では、主に著作権について説明する。

著作権が規定する著作権者財産権における著作権者の禁止権は次の行為が対象となる。

- (a) 著作物を媒体の様式に関係なく複製や原本の形態で複製、発行、編集又は物質的に固定する行為；
- (b) 文学及び芸術作品の発表、朗読及び上演をあらゆる手段や行為、又は通信で一般に伝達する行為；
- (c) 著作物を一般に送信や放送する行為；
- (d) 著作物を販売又はその他の頒布形態で配布する行為；
- (e) 著作物の複製物を輸入する行為。
(以上、著作権法第27条)
- (f) 一般又は一般の利用のために著作物を伝達する行為；
- (g) 肖像や似顔絵を使用する行為；
- (h) 作品、映像、音響の著作物、又は書籍を複製、製造、保管、頒布、輸送或いは市場開拓する行為；
- (i) 歪曲、変更、或いは分断された著作物の販売の申し出、保管、輸送、或いは頒布する行為；
- (j) コンピュータプログラムによる保護装置を無効にする機器やシステムを輸入、販売、貸与、或いはその他の行為；
- (k) 放送局による放送著作物を再送信、固定、再作成及び頒布する行為；
- (l) 無断禁転載やソフトウェアによる制限を不正に使用、再作成或いは利用する行為；
- (m) 誤認混同が生じるように氏名や職位、或いは特徴などを表示に使用又は不当に使用する行為。
(以上、著作権法第231条の抜粋)

対象外規定

主要な行為を抜粋掲載する。(著作権法第148条-第151条)

- (1) 著作内容を引用する行為；
- (2) 新聞、放送或いはその他のメディアで最近の出来事に関する記事、写真、イラスト及びコメントを複製する行為；
- (3) 科学、文学、或いは芸術の批評や研究に著作の一部を複製する行為；
- (4) 個人が私的に文学或いは芸術作品を1回のみ1部を複製する行為；
- (5) 絶版や紛失対策のために保存庫や図書館で1部を複製する行為；
- (6) 司法や行政手続きで証拠として利用するために複製する行為；
- (7) 公共のために公共の場所で図形、絵画、写真及び音響と映像を複製、伝達、配布する行為。

(以上、第 148 条)

(8) 文学や芸術著作物を店舗や施設で販売するため展示する行為;

(9) 同意に基づき音楽著作物を一時的に複製する行為。

(以上、第149条)

保護期間: 著作物の発表から著作者の生存期間及び死後 100 年間
共同著作の場合、同上で最後の著作者の死後 100 年間
死後発表された著作の場合、発表から 100 年間(以上第 29 条)
写真、立体及び映像の著作の場合、死後 50 年間(第 87 条)
上演された著作の場合、最初の上演から 75 年間(第 122 条)
出版、音楽、映像、放送著作の場合、最初の発表から 50 年間(第 127 条、第 134 条、第 138 条、第 146 条)

4. 侵害の発見から解決までのフロー

メキシコは、国土 196 万平方 km(日本の約 5 倍)に人口はほぼ日本と同じ約 1 億 3 千万人が居住する立憲民主制による連邦共和国であり、アメリカと同じような政治体制を敷いている。



1994 年に NAFTA が発効するとともにアメリカとの経済関係が強化され、輸入全体の約 50%、輸出全体の約 79%をアメリカが占めている。メキシコは世界有数の天然資源国であり天然塩、石油(世界 6 位)、銀(世界 2 位)、モリブデン等、また農水産業も盛んでアボカド、ライム、激辛唐辛子のハバネロ、ビールやテキーラなどのアルコール飲料を含む多くの食品が知られている。

日本との取引では、主要輸出品が自動車部品、電気機器、一般機械、精密機器、自動車、鉄鋼等であり、主要輸入品が電気や光学機器、銀、食品等となっている。2004 年に日墨経済連携強化のための協定(EPA)の締結後、相互の市場開放の交渉を継続し

ている。日本からは自動車や自動車部品メーカー等がメキシコに進出しており、約 550 社の現地法人が活動している。

メキシコは中国に次ぐ模倣品や海賊品（以下、侵害品という）の供給国と言われており、中国やインドからメキシコ国内への侵害品の流入、アメリカや中南米への侵害品の転送基地、そして国内での組織的な偽造グループによる侵害品の製造や販売が知られている。こうした侵害品対策のために、アメリカと北米繁栄のための安全とパートナーシップ協定に基づく知的財産権行動戦略や、2006 年に国内で取りまとめた「海賊版に対する国家合意 (Acuerdo Nacional contra Piratería)」など、知的財産権侵害対策の行動指針を立てて対策しているものの、国民全体の知的財産権に対する認識の低さ、違法品と認識しながらの購入行動などがあるため、抑止力が欠如しており、十分な成果を上げることができていないところである。

メキシコ政府はこうした状態に対応して、2010 年より刑法、工業所有権法など関連の法律を改正し、行政組織への捜査権限の付与、処罰対象や処罰の強化を図っている。2012 年から商標の税関登録も可能となり、迅速な侵害発見ができる環境ができたものの、迅速な法執行体制が整っていない状況である。今後は、こうした面での制度設計の整備が求められている。

4.1 侵害の発見

メキシコ国内での主な侵害品は、2011 年のアメリカ商工会議所メキシコ支部の調査によると映画や音楽の製品の 50%以上が海賊品で、次いで靴、衣類の 40%以上模倣品とされており、次いで香水、医薬品、タバコ、携帯電話、時計などのアクセサリ、ゲームソフト、玩具の順であり、さらに電気製品や部品類となる。最近は、危険な医薬品、たばこやアルコール類が販売されているために深刻な健康被害につながる事例が報告されている。また、インターネットを利用した侵害品の流通も急増しており、主にソフトウェア、音楽及び映画のダウンロードなどに利用されている。

知的財産庁が受理した事件数推移

年度	登録商標		著名 商標	著作権		合計
	侵害	救済		侵害	救済	
2010 年	393	145	8	241	90	877
2011 年	513	126	12	77	346	1,074
2012 年	444	103	5	94	386	1,032
2013 年	426	177	14	88	453	1,158
2014 年	112	34	4	23	199	372

* 2014 年は 3 月までの件数

メキシコの侵害品は、中国などのアジア各国から流入し、いわゆる露天市

(tianguis)で販売されたり、或いは再輸出されたりすることが多い。また、国内での偽造グループによる侵害品の製造や販売があるため、知的財産権者は現地の販売店やディーラー、時には納品先からの通報を受けるか、或いは税関取締などで発見され通報を受けることになる。

現地から侵害品の報告を受けた場合、まず現地から侵害品の現物を入手することが好ましい。現物がすぐには入手できない場合が多いため、侵害品やそのパッケージを撮影した写真、特に、被疑製品やそのパッケージなどに記載されている商標や商号などの部分に加えて、真正品と比較分析できるように侵害品の該当部分を適切なアングルで撮影した写真や侵害品の販売資料のコピーを入手する。併せて、侵害品を入手した状況や販売状況について、現地の関係者に説明を求め、詳しい状況を同時に聴取、確認する。

4. 2 証拠の収集

侵害品が発見された場合、その侵害品が販売されている地域、店舗など場所の情報、被疑侵害品及び被疑侵害者となる販売者、提供元のなど詳しい侵害状況及び侵害に加担している関係者の情報を入手する。なお、メキシコにはブラックマーケットと呼ばれる危険な市場が多数散在している。特に、メキシコ・シティーには、テピト(Tepito)と呼ばれるテントのマーケット(市場)があり、多様な侵害品を見ることができる。しかし、大変危険な地区であるために現地の調査会社や法律事務所を利用するなど安全対策を伴う侵害証拠の収集が肝要である。



被疑侵害品を収集する場合、侵害品サンプルを購入し、領収書を入手する。そして、販売が行われている店舗や場所の写真を撮影し、販売の事実が確認できるようにする。また、インターネットでの侵害品の販売の場合は、そのウェブサイトの情報を印刷出力やデータとして保存する。

具体的な証拠収集の対象は、被疑侵害品、パッケージ、広告、パンフレットや製品説明書などであり、商標権や著作権を侵害する事実を証明する物品や関係資料を収集する。さらに、証拠収集では、日付や地名を入れて、写真やビデオを撮影し

ておくことも重要な参考資料となる。また、製品やパッケージが手分けして製造されている可能性も高く、複数の侵害関与者が被疑侵害品の製造にかかわっている可能性も前提に必要な情報を聴取する。一方、侵害品が輸入される事実をつかんでいるような場合は、税関に個別に当該情報を提供し、税関差止による情報収集を行うことが勧められる。

収集した侵害品のサンプルや関連資料から侵害状況を分析し、侵害の実態を正しく判断する。精巧な侵害品か、粗悪な模倣品か、また自社の真正品の横流しや並行輸入品であるかなど、さまざまな角度から判定する。そして、侵害を受けている知的財産権を特定し、対策の方針決定に役立てる。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的である。メキシコの法律事務所の一部には、専門の調査員を配置して、模倣品や海賊品の対策を行っている事務所もある。また、アメリカのフロリダやロサンゼルスに拠点を持ち、中南米を対象に調査サービスを提供している調査会社の中には、知的財産権侵害の調査をする会社もある。しかし、日本企業が調査会社を直接コントロールすることや入手した情報の評価も難しいために、現地の法律事務所へ依頼することをお勧めする。

現地の法律事務所へ依頼をする時、いくつか注意する点がある。メキシコでは、中心部のメキシコ・シティのみならず、アメリカとの国境付近にも製造や流通、また販売に関係する侵害者が各地に分布している。一方、法律事務所はメキシコ・シティ及びその周辺に所在しているため、メキシコ全体をカバーできる法律事務所は少ないと言える。そのため、過去の権利行使の経験などを聴取することが必要である。なお、メキシコでは事務所に委任するのではなく、弁護士や担当者に直接委任を行うことになるため、良く連絡を取ることができて、適切なアドバイスをうけられる弁護士の選定が好ましい。

また、模倣品対策でも委任状を利用することになる。こうした手続きでの委任状に規定の形式がないため、政府組織を複数カバーするような委任状や広い職域の委任状を代理人から受領し、署名することになる。ここで注意することは、日本企業と取引経験が少ない代理人が、依頼者の許可なく勝手に手続きを進めてしまうことがしばしば発生する。そのため、思わぬ対応やそれに引き続く出費に迫られることになる。従って、別に業務委託契約を締結したり、面会や電話会議などによる意思疎通と作業の確認をしたりすることが望ましい。

ところで、証拠収集で入手した侵害品や関係資料、さらに販売店から得た聞き込み情報から調査を実施し、被疑侵害者を特定する。

- 輸入による侵害の場合、輸入業者や流通業者、及び輸出元の情報を販売店などから収集する。
- 偽造グループがあるような場合、製造場所や製造関係者、部品提供者、及びパッケージや説明書の印刷業者など関係者の情報を収集する。
- インターネットの場合、インターネット取引において掲載される連絡先から特定することができるが、これらは正しい情報でない場合があるため、ダミーによるサンプル購入などから発送元、送金先などの関係者の情報を収集する。
- 税関による差止が発生した場合、税関から輸入関係者の情報を得ることができる。税関で侵害品情報を得た場合は、輸出業者や輸入業、また荷受人が関係書類に記載されているため、比較的容易に特定することができる。

こうした侵害行為についての情報収集は困難で危険が伴うために、十分な注意が必要であり、入手される情報は信頼性があるものでなければならない。入手した情報の二重チェック、入手元の精査などを行い、確実性を高める。時には、政府機関や警察が情報を持っている場合もあるので、友好関係を持つ現地の代理人を活用することも検討する。

4. 4 権利行使の判断

侵害者の特定や一定の侵害品などの証拠が収集できた場合、どのような目的と方針で侵害対策をするかを決めなければならない。こうした判断には現地で経験のある弁護士と情報を共有し、コメントを得ながら決めることが好ましい。路上の侵害なのか、大量な貨物による侵害なのか、対策にかかる費用や時間はどうかなど様々な要因に応じ、適宜基準を決めたり、案件ごとに基準を決めたりして、侵害の差止や侵害者に対する処罰や損害賠償を請求するのか予め方針を立てておくことが好ましい。

メキシコのみならず侵害対策における権利行使の判断は、ほとんどが侵害調査の結果やその質に基づくことになる。つまり、単に侵害品の量が多いたいで、賠償能力のない者に損害賠償を請求することの意味がないように、費用対効果を必ず検討に入れる。

メキシコでの知的財産権侵害事件では、知的財産庁による侵害判定が求められるために、証拠収集において侵害品サンプル、領収書及びその他の関係書類など、

対象となる知的財産権を一貫して侵害することを証明する資料が準備できているかどうかを確認する。更に、知的財産庁は侵害された知的財産権である商標権、意匠権、特許権、或いは著作権が確実に存続し、これらの権利を侵害品が侵害しているかどうかを判断する。もし、侵害品に対応する知的財産権がメキシコにない場合、権利行使はかなり難しいと理解しなければならない。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。

1. メキシコで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標権や特許権などの知的財産権が有効であることを確認する。
2. 関連する知的財産権の有効な登録証など証明書類を準備する。
3. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較検討する。
4. 使用する被疑侵害者の侵害品サンプルや関連資料を準備する。
5. メキシコの法律事務所から被疑侵害品による侵害判断の鑑定書を手にする。
6. どのような救済を求めるのか、行政措置及び刑事訴追、或いは民事訴訟による販売や製造の差止、また損害賠償まで求めるかどうかを検討する。
7. 被疑侵害者の身辺や経済的能力の調査を行い、事業規模やその範囲、継続期間、場所、及び権利行使対応能力などを査定する。
8. 現地弁護士への委任状(公証認証付き)などの全ての必要書類を正しく準備する。
9. 民事訴訟をする場合には、被疑侵害者の居所、事業者であれば法人登記情報を確認する。

4.5 警告状

警告状(Cease and desist letter)は被疑侵害者に対して、知的財産権の存在及び侵害状況を通知する手段として利用することが可能であり、警告状を受領した相手はその通知に応じれば交渉により、侵害の停止、必要に応じて損害賠償などの交渉開始のきっかけとなる。

メキシコで警告状を交渉の前や権利行使前に送付することは法律上求められていない。従来、知的財産権者や訴訟弁護士は警告状を送付することを通常の実務としてきたが、しばしば、被疑侵害者が不法な脅迫により事業に影響を受けていることを理由に刑事告訴される事例がみられた。もちろん、そうした刑事告訴は意味のないものであるが、小売店などの小規模経営者や流通業者、また偽造グループのような場合、相手に当方の情報を事前に提供することとなり、隠蔽などにより、十

分な目的の達成や所望の対策ができないことにもつながりかねないため慎重な対応が必要である。

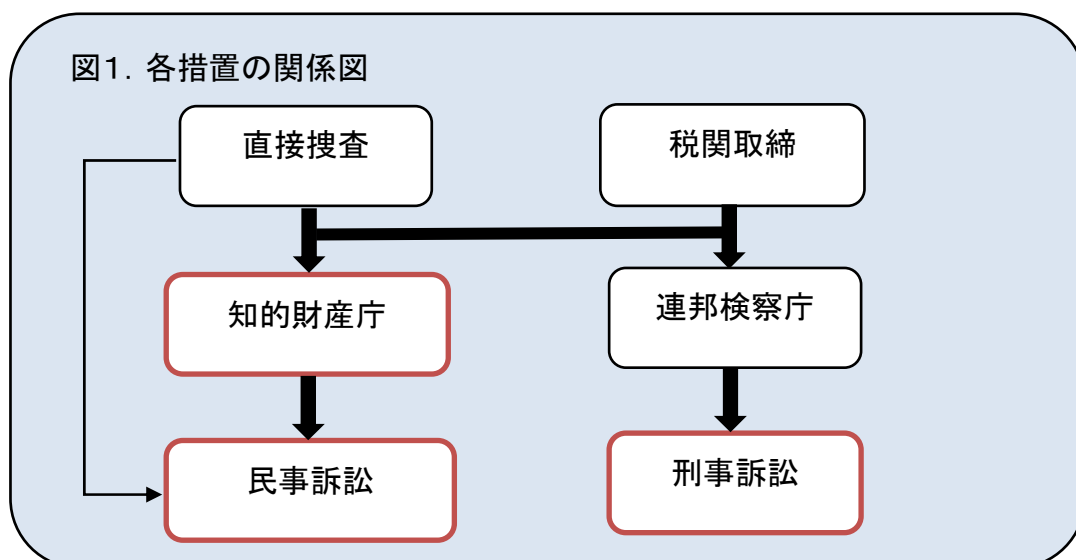
警告状が機能する相手としては、一定の規模がある事業者、卸業者、時にはインターネット事業者がその対象となろう。効果が予測できる場合のみ、警告や警告書の送付をすることが勧められる。なお、代理人へ委任状は不要である。警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報
- ② 侵害されている知的財産権の情報、登録番号や商標など
- ③ 侵害が発生している場所
- ④ 侵害している製品やサービスなどの状況
- ⑤ 侵害による処罰など法的処分
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求、例えば、販売や在庫の処分など
- ⑦ 応答の期限

被疑侵害者が警告に応じる場合、和解契約を結び、侵害品の引渡、侵害品の入手先の情報提供、製造している場合は製造の中止、関係製造機器の廃棄或いは引渡、侵害行為を繰り返した場合の違約条件などを定める。

4.6 侵害に対する法的措置

メキシコでの知的財産権侵害は、行政処罰の制度が中心であると言える。従って、知的財産権者は税関対策、或いは自らの侵害調査に基づいた知的財産庁或いは検察による刑事訴追、又は知的財産庁と協働した行政摘発(レイド)に基づく民事訴訟、これら対応策がある。



- ・ 税関摘発

2011年の改正により税関は所内にデータベースを構築することができるようになり、商標権者の積極的な税関登録により職権で商標権を侵害する貨物の通関停止がスムーズにできる体制が整備された。実務上は、2012年1月より商標権や著作権の税関登録が開始され、税関は商標権や著作権を侵害する商品に対して、積極的な摘発を実施している。

税関に執行権限はないため、税関職員が商標権の被疑侵害品を発見すると、商標権者或いはその代理人に通知する。商標権者は真偽鑑定を行い、侵害と判断した場合、知的財産庁による行政処分又は連邦検察庁による刑事告訴手続きを取る。税関での差止等の処分はできないものの、商標権者が迅速に輸入業者や侵害品に対する処分を関係官庁に請求し、侵害品に対する執行が可能となった。税関での手続きは短期間で行う必要がある為、現地代理人の存在は不可欠である。

- ・ 知的財産庁による行政摘発

メキシコの知的財産庁には行政上の義務違反及び権利侵害に対して、申立或いは職権による査察及び摘発権限、及び行政処罰を科する権限が認められている(工業所有権法第203条、第217条)。従って、知的財産権者は侵害に対し、直接、知的財産庁に行政摘発(レイド)と処罰を求めることができる。なお、著作権侵害を含む。知的財産庁は摘発の申請を受けてから捜査に基づき仮差止を平均1か月で、約8か月から18か月で最終的な行政処分を下す。このため知的財産権者は早期の決着ができるメリットがある。

税関での摘発後の対応を含めて、知的財産庁は知的財産権侵害の対応で大きな役割を果たしており、民事訴訟を提起する場合も知的財産庁による摘発と侵害判断を前提としている。

- ・ 刑事告訴(刑事訴訟)

税関摘発や自らの市場調査により発見された侵害行為について、知的財産権者は知的財産庁による摘発以外に、その事実を連邦検察庁の検察官に申立てることも可能である。

検察官は市中や税関で発見された侵害品に対する知的財産権権者の申立

に対応するが、2010年の刑法改正により検察官は職権により市中で販売されている、或いは倉庫などに保管されている侵害品の捜査ができるようになった。有効な著作権や登録商標権に基づき被疑侵害品を発見した場合、検察官は被疑侵害品の差押後、最終的な廃棄などの命令が出されるまで保管する。連邦検察庁は検察官の正式な告訴を受け、事実認定後、最終的な判断を下す。刑事告訴のメリットは、短期間に侵害行為を中止させることができる点にあり、裁判所は侵害品廃棄などの命令や侵害者を処罰する。

・ 民事訴訟

メキシコでの民事訴訟は知的財産庁による摘発や侵害判断に基づくことが基本となっている。つまり、知的財産権者は、著作権侵害を除いて、被疑侵害者を民事提訴する前に、まず知的財産庁による摘発、それに引き続く被疑侵害品や被疑侵害行為に対する侵害判断を求める。裁判所はその判断を受けて、侵害行為の差止、侵害品の廃棄及び損害賠償を認めることになる。

民事訴訟は審理を経て結審されるために、損害賠償まで判断されるメリットはあるものの、最終的な判断が下されるまで数年かかるデメリットがある。なお、知的財産権者は仮差止などの救済を裁判所や知的財産庁に求め、早期に侵害行為の差止を実施することができる。

以上のような救済手段があるが、日本企業はメキシコでの特許権や意匠権の取得は多くない。そのため、主に商標権による権利行使になることから、税関対策や刑事訴追を選択し、費用対効果のある対策を選択することになる。なお、最近は侵害品から商標を外した輸入が増加しているために、国内市場や再輸出における侵害行為について調査を実施し、別の対策をとることも求められている。

5. 侵害に対する救済手段

メキシコでの知的財産権の権利行使やその救済は、2010年の刑法及び工業所有権法の改正により、知的財産権にまつわる犯罪に対する職権での捜査が可能となった点大きい。こうした改正を受けて、市中に商業目的で出回った被疑侵害品が発見された後、或いは輸入される貨物から被疑侵害品が税関で発見された後に、知的財産権者が行政摘発や刑事訴追をする対応となり、広く一般的に利用されるようになっている。ここでは、税関や市中でのレイドに基づく刑事訴追について、主に商標権侵害を中心に説

明し、民事訴訟については簡単に裁判制度と訴訟手続きを紹介する。

5.1 税関取締

メキシコは、北をアメリカ、南をグアテマラとベリーズに挟まれ、東西が海に面しているため、国境には 21 か所、湾岸には 17 か所、及び国内には 11 か所の税関施設を設けており、247 か所の検査所がある。国境の通過量だけでも 19 万台のトラックが通関処理を受けている。メキシコ



コ最大の取引相手国はアメリカであり、次いでカナダと中国である。従って、NAFTA 締結以降、メキシコからアメリカへの輸出は 5 倍以上増加しており、全体の 78%を超えている。こうした中で、メキシコには中国やアジアから侵害品が流入し、そして、メキシコはそれらがアメリカ、中南米やカリブ海諸国に再輸出される中継地となっていると言われているため、税関での摘発は重要な課題となっている。

税関は、主に税関法や工業所有権法などに基づき商標権及び著作権の侵害品の捜査を行っている。2011 年 7 月 29 日の貿易取引一般規定の改正により税関内にデータベースの構築が決定され、2012 年 1 月からメキシコにおける商標権者が侵害品対策のための商標権の税関登録の受付を開始した。これに伴い、税関職員に対



する侵害品摘発のトレーニングも行われ、税関における適切な侵害品の摘発につながっている。なお、最終仕向け地がメキシコでないコンテナは査察の対象となっていないために課題が残っている。なお、著作権についても、侵害品の見分け方などの説明資料を税関に登録することができる。

さらに、2014 年 7 月 4 日に税務当局は貿易取引一般規定を更に改正し、特定の輸入貨物について、商標権保護の有無、輸入関係者の商標権及び商標の使用権

の有無などについての申告が義務づけられた。輸入申告書には新たな様式が追加され、①商品に付された商標名、②商標の登録の有無、③輸入者が商標権者か指定販売代理人かどうか、④付された商標のメキシコでの登録の有無、⑤輸入関係者に商標被使用許諾の有無、⑥商標登録番号或いは商標ライセンス登録番号、を記載しなければならなくなった。対象の商品は、タバコ、アルコール飲料、医薬品、香水、化粧品、鞆類、衣類、光学製品、撮影機器、精密機器、プラスチック製品、医療機器、部品類、眼鏡や時計など多岐にわたる。

なお、商標が付されていない商品、メキシコで登録のない外国での登録商標が付されている商品、販売代理人や輸入業者が商標権者でない商品、或いは商標の使用許諾を受けていない商品であることで輸入ができないわけではない。税関での侵害品の捜査や判断のための参考情報とし、必要に応じて税関が商標権者やその代理人に連絡を取るために活用される。こうした便宜のために導入されたが、急な適用と曖昧な運用のために混乱が生じており、今後の変化に注目が必要である。

●商標の税関登録

2012年1月に開始された登録商標の税関商標データベースへの登録手続きには次の書類が必要となる。一旦登録されると各地の税関支局での共有化が始まり、メキシコ税関での職権による監視対象となる。登録された情報は下記のサイトで見ることができる。<http://www.aduanas.gob.mx/>

税関の商標データベースに登録される情報は下記の通り。

- 1) 商標
- 2) 商標権者の住所、連絡先、Email 及びメキシコでの代理人の連絡先
- 3) 商標登録番号
- 4) 関税区分
- 5) 指定商品及び詳細な説明
- 6) データ登録満了日
- 7) 正規輸入業者名
- 8) 商標デザイン或いはロゴ
- 9) 商品の写真

●税関での商標権侵害摘発とその後の差止手続き

各国の税関と違いメキシコの税関は職権で検査や捜査を行うことができる(税関法第148条及び第149条)ものの、職権で侵害品の通関を阻止し、留置、差押えはできない。税関でこうした措置をとるには、管轄権のある連邦検察庁又は知的財産

庁或いは裁判所の命令を必要とする。

① 被疑侵害品の発見と通知

国内 49 か所の税関が所内のデータベースや知的財産庁のデータベースを利用しながら、迅速な通関処理をしており、職権により登録商標を侵害する貨物を発見した場合、税関は当該貨物を留置し、商標権者或いは税関登録時に指定した代理人を確認して、被疑侵害品の存在を通知する。

② 知的財産権者の対応

税関から通知を受けた商標権者或いは指定代理人は、税関より指定されてから 3 日から 5 日以内(現在、72 時間以内とされている)に税関で被疑侵害品を確認し、侵害品と判断すれば、速やかに知的財産庁或いは連邦検察庁に輸入差止の手続きを行う。非侵害の場合或いは何らの応答もしない場合は、通関手続きに同意することになる。

③ 税関の対応

行政摘発或いは刑事告訴がなされた場合は、対象物品の目録を作成し保管し、指令を受けるまで倉庫で保管する(税関法第 148 条)。また、通関の留置の指令を受けた場合は輸入業者、貨物の内容、課税倉庫、入庫予定日などの情報を通知する(同第 149 条)。

④ 商標権者による差止手続き

商標権者は知的財産庁での行政処分或いは連邦検察庁での刑事告訴を行うが、商標権の場合、侵害判断は知的財産庁の専権事項のために知的財産庁へ手続きすることが一般的である。知的財産庁に差止請求を行った場合、申立ての翌日約 2 日で差止命令が出される。

5.2 知的財産庁による行政摘発

知的財産権者が知的財産権侵害を発見した場合、知的財産庁の知的財産保護部に、被疑侵害の告訴状(Querella)による摘発を求めることができる。知的財産庁による行政摘発の対象は商標権侵害が主なものであるが、これ以外に、特許権や意匠権など知的財産権を利用した犯罪、また商業的な利用に限り著作権の侵害も対応する。

メキシコの知的財産庁は恰も行政裁判所のような位置づけで、工業所有権法に基づき、商業上の知的財産権侵害に対する査察及び摘発をする権限があり、仮差止や

行政罰を科することができる(工業所有権法第 188 条、第 203 条、第 217 条)。知的財産庁は権利侵害に対して、侵害品及び関係材料や設備の回収命令・供給差止命令、また侵害品の製造・販売・使用の禁止、侵害品の押収命令、及び製造施設の閉鎖命令などを出すことができる(同第 199-2 条)。手続きの詳細は工業所有権法第 6 部及び第 7 部を参照。知的財産庁は連邦検察庁と違い禁固などの処罰を科すことはできないものの、捜査を拒否する人や組織に対して罰金を科することができる。

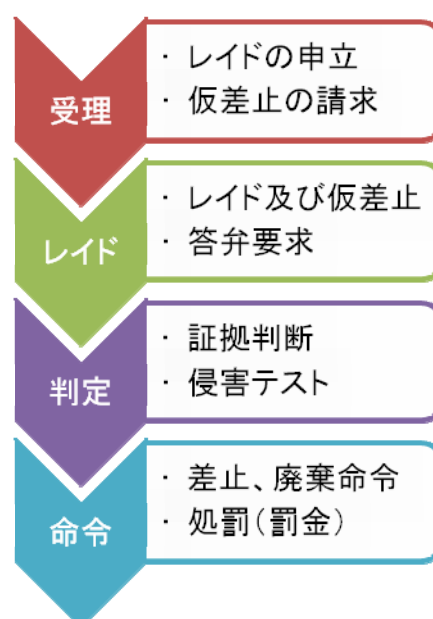
知的財産庁による行政摘発を開始するために、知的財産権者は正式な申立書を適切な証拠や被疑侵害者の情報と共に提出する。そして、更に具体的で否定できない証拠獲得のために対象となる被疑侵害者の居所や事業所など侵害場所の情報を提供し、捜査による被疑侵害品の差押を請求する。知的財産庁は申立内容が適正と判断すれば受理し、レイド計画を策定する。知的財産庁はレイドの当日、被疑侵害者に申立内容を通知するとともに 10 日以内に答弁する機会が与えられる。

知的財産庁は差押や仮差止を行う場合、申立者の知的財産権者に担保金(Bond)の供託や被疑侵害品の安全な保管場所を求めることが一般的に行われる。担保金の供託は、差押の結果により生じる可能性がある被疑侵害者の損害に対する補償を目的としたものであり、知的財産庁が対象となる商品の市場価格などを参考に決定する。一方、被疑侵害者は差押え対象商品を解放するために逆担保金を供託することができる。この場合、担保金の約 1.4 倍を供託することで、被疑侵害者は手続きの中止や被疑侵害品の解放をすることができる。なお、担保金は利用がなければ返却される。被疑侵害者が知的財産権者の申立内容に答弁する場合、非侵害等の主張を証拠と共にしなければならない。

知的財産権者及び被疑侵害者双方からの被疑侵害にかかる関係資料や書類を受領した知的財産庁は、証拠確認を行い、更に侵害テストを実施する。侵害テストとは、商標権侵害の場合は“混同度テスト”である。知的財産庁はこうした判定作業の結果に基づき、レイドした事件に対する命令を下すのである。

なお、この知的財産庁の決定に対して、被疑侵害者は地区裁判所に行政訴訟による決定取消の訴訟をすることができる。地区裁判所の決定は巡回裁判所に再審請求

行政摘発のフロー



をすることができる。なお、地区裁判所での審理は約 12-18 か月、巡回裁判所での審理は約 8 か月である。

5.3 刑事訴追

2010 年の刑法及び工業所有権法の改正により、連邦検察庁は職権で侵害行為に対する捜査ができるようになった。刑事告訴による摘発は税関摘発のように大量な侵害品を対象とする場合は少ないが、違った効果がある侵害差止の手段として、主に商標権や著作権侵害で典型的に利用されており、検察官と連邦警察による市中マーケットで販売されている、或いは製造、保管されている侵害品を摘発し、刑事訴追する手続きである。連邦検察庁は知的財産犯罪を専門に捜査する組織である「産業財産及び著作権犯罪捜査ユニット(UEIDDAPI)」を設立して対応している。

刑事訴追を開始するために、被害者である知的財産権者は告訴状(Querella)を連邦検察庁(PGR: Procuraduría General de la República)に提出する。告訴状を受理した検察官は予備調査を行い、犯罪が発生しているかどうか確認する。その地区の検察官は裁判所から捜査命令や検挙命令を入手し、警察及び知的財産権者或いはその代理人と共に侵害現場でレイドを実施し、そして被疑侵害品を差押える。捜査に関する検察官や警察官は真正品、並行輸入品などの正規品と被疑侵害品とを見分けることはできないため、知的財産権者やその代理人は積極的にレイドに関与し、適切な差押がされるよう支援する。レイドが終わると検察官は捜査、証拠、専門家の意見から事件の訴追の必要性を検討し、法執行が必要であると判断すると起訴状と訴追資料を地区裁判所に提出する。



ところで、検察官が裁判官に捜査令状を請求する場合、被疑侵害品の製造や保管の可能性がある場合、個人の住宅などその可能性のある場所も捜査対象に含めるよう捜査命令を請求する。実際レイドにおいては、検察官、警察官及び代理人の弁護士が被疑侵害品や機材、その他の証拠を確認し、検察官が差押目録を作成し、差押え作業を完了する。このように秘密の場所も操作できる捜査令状があれば、想定外の関係の機材や物品も差押えることができるため、事前に被疑侵害者の身辺調査や行動調査に基づく綿密なレイド計画を立てることが重要となる。

知的財産権の有効性や侵害の判断は知的財産庁の専権事項であり、この手続きは刑事告訴においても知的財産庁で行う。商標権侵害の場合、商標権者は同一或いは混同するほど類似する商標を無断で使用されたことに対する証明義務がある。不正競争行為を主張する場合は、消費者において誤認混同が生じたことを立証しなければならない。つまり、法律判断ではなく、事実に基づく判断であるため、被疑侵害者が販売や提供した商品やサービスが商標権者のものであると信じさせるような虚偽の表示となっていることを証拠等に基づいて、立証しなければならない。

刑事告訴手続きでは裁判官が最終的に収容命令を出し、事件に関する全ての証拠を受領・確認し、犯罪があったかどうかの判断を下すことになる。こうした裁判官の判断は、検察官が提出した訴追資料に基づくため、知的財産者の立場や権利を支持し、積極的に侵害を立証する全ての証拠や情報が正しく含まれていなければならないのである。また、一旦刑事訴追した事件は取り下げることができない。

審理は被告と検察庁との間で進行する。また、被告は裁判官の命令に対して抗告することができる。審理は対立的な手続きであり、供述、反対尋問、陳述、証拠確認と進み、証拠の評価分析が終わると、裁判官は被告が有罪か無罪かの決定を下す。敗訴した当事者は上訴することができる。また、権利救済問題(Amparo)として巡回裁判所に上訴することもできる。

刑事訴追のメリットは、被疑侵害品をレイドの最初の段階で差押えることが可能であり、判決が出るまでに15日から90日と時間がかかるものの、知的財産権者はそうした被疑侵害品が市場で流通しないようにできる点がある。また、刑事訴追の主な救済は、犯罪内容にもよるが、侵害品の廃棄及び侵害者への禁固刑である。差押えられた侵害品は政府の倉庫に保管されているために、侵害判断が出された時点で、知的財産権者は連邦検察庁や裁判所に廃棄命令を出すよう求めることができる。

5.4 民事訴訟

メキシコの知的財産権に関する司法制度は、概ね右図の通りで、連邦裁判所が担当する。最高裁判所(SCJN)の下に下級裁判所が編成されており、各裁判所は連邦司法会議(Consejo de la Judicatura Federal)の監督下で司法権を行使する。地区裁判所は31の州



とメキシコ・シティー特別市における第一審裁判所である。

メキシコでは権利救済訴訟のことをアンパロ(Amparo)訴訟と言い、民事及び刑事訴訟の対象となる。地区裁判所の抗告は巡回裁判所が担当し、その再審請求は巡回合議裁判所となる。

州の裁判所は上級司法裁判所(Tribunal Superior de Justicia)、第一審裁判所(Juzgados de Primera Instancia)、下級裁判所(Juzgados Menores)のように設置されており、通常は訴額が一定のレベルに達するかどうかで、裁判所を選択する。なお、訴訟は二審制で処理される。

知的財産権者は行政摘発或いは刑事告訴の後に、被害に対する民事的救済、例えば、被った損害に対する補償及び損害賠償金を民事訴訟で得ることができる(工業所有権法第 226 条)。民事訴訟は行政摘発などが終わった後の手続きとなる為に、抗告を含めると比較的長期間にわたる手続きであるが、損害賠償を確実に得ることができる手段である。そして、権利侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合も関係する商品或いはサービスの市場販売価格或いはサービス価格の 40%を下回ってはならない(工業所有権法第 221-2 条)と法律で定められている。しかし、40%程度になることが多い模様である。

知的財産権の有効性や侵害判断は知的財産庁の専権事項であるために、通常は知的財産庁による行政摘発を先に実施する。商標権などの知的財産権侵害の判断は権利証拠及び侵害証拠に基づくものであり、知的財産庁による侵害判断は一連の手続きを踏んだ最終的なものであるため覆すことに難さがある。一方、著作権の侵害に対しては、知的財産庁による行政摘発も可能であるが、自らの調査に基づいて民事訴訟を開始することもできる。こうした時に証拠が不十分である場合、裁判所に仮差止命令を請求し、必要な証拠収集をすることができる。

民事訴訟で侵害の仮差止手続きを請求した場合はすぐに認められ、仮差止の開始から完了までにかかる期間は全体で 1 か月ほどである。知的財産権者は適切な担保金の供託により被疑侵害者の潜在的な損害発生を補償しなければならない。次に、知的財産権者は自らの実質的知的財産権の有効な存在、当該知的財産権が侵害されている実態或いは侵害される蓋然性、そうした侵害の証拠が廃棄や隠匿される可能性、また侵害により回復不能な損害が発生する可能性について、被疑侵害が発生している場所などの情報と共に説明しなければならないのである。

ところで、損害賠償額の判断は被告の経済活動を示す証拠に基づく逸失利益や損害額に基づくために、侵害証拠とは異なる証拠収集が必要であり、販売額や在庫などの情報が証拠として必要となる。こうした被疑侵害者のみが管理する証拠や情報を入手することができるメキシコの特有な制度が工業所有権第 192-2 条に規定されている。これは、アメリカのディスカバリーにあたるような制度であり、知的財産庁が必要と判断する証拠を利用すること、当事者の主張をサポートする十分な量の証拠を提出させること、また関連証拠が相手方当事者の支配下にある場合は当該証拠を提出させることができるのである。また、証拠提出を拒否する場合や合理的期限内に提出しない場合、或いは手続きの進行を著しく阻害する場合は、既に提出された証拠に基づき決定を下すことができる。この命令は稀にしか利用されないが、知的財産庁は被疑侵害者に 15 日以内に関係の証拠書類を提出するよう命じることができる。なお、秘密情報を含むような場合は適切な措置を取ることを認めている。このようにして収集された損害を示す証拠に基づいて賠償額を裁判所は判断することになる。

民事訴訟は、提訴、訴答、聴聞、暫定措置、口頭弁論、判決と進み、上訴も連邦巡回裁判所に可能である。民事訴訟は、知的財産庁による審理が 1 年から 1 年半、全体での審理期間が約 1 年から 3 年間かかる。当事者が判決に不服の場合、連邦巡回裁判所に抗告することができる。なお、民事訴訟で成功しても、メキシコでは被告の支払い能力や判決執行に課題があり、しばしば認められた損害賠償金を回収できないことがあることにも注意するべきである。

●民事及び刑事救済内容

1. 工業所有権法上の行政処罰(第 214 条)
 - ① 一般最低賃金の最大 2 万日分の過料
 - ② 法規違反該当期間に一般最低賃金の最大 500 日分の追加過料
 - ③ 最大 90 日間の一時的営業停止
 - ④ 永久的営業停止
 - ⑤ 最大 36 日間の行政拘禁
2. 工業所有権法上の罰金(第 223 条ほか)
 - ① 模倣品販売、再犯及び営業秘密
2 年から 6 年の懲役及び一般最低賃金 1 万日分以下の罰金
 - ② 商標権侵害
3 年から 10 年の拘禁及び一般最低賃金 2 千から 2 万日分の罰金
3. 著作権に対する処罰
 - ① 著作権法での一般的侵害:最低賃金 5 千から 4 万日分の罰金
 - ② 刑法での一般侵害:3 年から 10 年の禁固刑及び一般最低賃金 2 千日

から2万日分の罰金

4. 損害賠償(工業所有権法第221-2条、刑法第428条ほか)
販売或いはサービス料の市場価格に対する40%を下回らない額

5.5 その他の紛争処理

メキシコは1971年にニューヨーク条約、1979年にパナマ条約を批准しており、国内法には商法や民事訴訟法に仲裁の規定があるが、条約が国内法に優先して適用される。メキシコの主な仲裁センターは下記の通りであるが、知的財産庁も工業所有権法の規定により仲裁業務を行うことができる。

メキシコ市全国商工会議所(Cámara de Comercio de la Ciudad de México)

Website: <http://www.ccmexico.com.mx/>

メキシコ商事仲裁センター(El Centro de Arbitraje de México (CAM))

Website: <http://www.camex.com.mx/>

ところで、インターネットの活用は増加傾向にあるが、まだ専用の法整備がされているわけではなく、訴訟事例も限られているため、知的財産法、消費者保護法などを利用することでインターネット上の侵害品などの対策を行うことになる。

インターネットによる侵害行為は、現在のところ音楽や映画などの著作権侵害が目立っており、商標権など商品にまつわる侵害は多くは報告されていないところである。従って、著作権侵害は前出の刑事告訴などの対応となる。しかし、注意すべきことは、侵害者の居所などの所在を特定することが難しく、仮差止などの対策がしづらい点である。

また、ドメインネームの紛争も多くは発生していない。商標権との共存は可能であるため、ビジネス上の障害となる場合は、商標権や商号などに基づき対応することになるが、仲裁手続きを採用するかどうかはケースバイケースでの対応となる。そのため、現地の弁護士と対応策を協議することをお勧めする。

6. 留 意 事 項

- (1) メキシコ税関での権利行使には、迅速な対応が求められる。税関は執行権限がなく、知的財産権者の権利行使がなければ迅速に貨物を解放しなければな

らないため、迅速な応答を求める。従って、知的財産権者と現地代理人との間では関係情報の要求や侵害判断の手法などを確立し、迅速に対応する体制の構築が求められている。

- (2) 税関を含めた関係職員による侵害品の見分けを容易にするための説明会開催、資料提供など積極的に協力する。なお、自社製品に偽造防止などの対策を行っている場合には、そうした情報も必要な範囲で提供する。
- (3) 現地に優良な弁護士事務所を確保する。弁護士事務所を通じて、警察、検察や税関と友好的な関係を構築することは、簡単な案件から難しい案件まで、好ましい結果を上げることにつながる。
- (4) 現地の税関や知的財産庁、地域の検察官との情報提供を含む交流も効果を上げるので、そうした機会を活用し良好な関係を構築する。
- (5) 現地での自社製品取扱い代理店や販売店が侵害品を取り扱わないように、定期的な情報交換を含む定例会議を開催し、友好関係を構築及び侵害の拡大や被疑侵害者の情報入手に努めることが勧められる。また、現地法人とライセンス関係を構築することで、登録商標を有効に維持する(不使用取消対策)ことにもつながる。
- (6) 医薬品などに対する侵害品や不正については、衛生危険保護連邦委員会(COPFERIS)に相談をすることで解決策などを得ることができる。
- (7) メキシコでは、残念ながら国民のみならず政府関係者においても、知的財産権に対する関心が低いこと、また真正品を見たことがなく、真偽を把握できていない場合も多い。こうしたことから、広告宣伝や知的財産権及び侵害した場合の刑罰に関する理解が得られるようなキャンペーン活動を行う。
- (8) 模倣被害で処分が確定した場合、侵害品の処分にかかるコストは商標権者の負担となる。このため、事前に現地代理人と侵害対策の全体的コストに対する概算費用の見積りを取る。

7. その他の関連団体

7. 1 メキシコ知的財産保護協会

Asociacion Mexicana para la Proteccion de la Propriedad Intelectual, A.C.

Mexican Intellectual Property Protection Association (AMPPI)

住所: Insurgentes Sur No. 2453, Piso 6-6043.Torre Murano.

Col. Tizapán, San Ángel. Del. Álvaro Obregón.

C.P. 01090 Mexico D.F. Mexico

Tel: +5255-8000-0210

Fax: +5255-8000-0091

Email: info@amppi.org.mx

Web: <http://amppi.org.mx>

7. 2 メキシコ音楽映像事業者協会 (AMPROFON A.C.)

Asociación Mexicana de Productores de Fonogramas y Videogramas, A.C.

Mexican Association of Producers of Phonograms and Videograms, A.C.

住所: Blas Pascal 205, 3.er piso

Col. Los Morales

C.P. 11510 Mexico, D.F. Mexico

Tel: +5255-5281-6035/38

Fax: +5255-5280-9079

E-mail: amprofon@amprofon.com.mx

Web: <http://www.amprofon.com.mx/>

7. 3 在メキシコ・アメリカ商工会議所

American Chamber of Commerce of Mexico, A.C.

住所: Blas Pascal 205, 3.er piso

Col. Los Morales

C.P. 11510 Mexico, D.F. Mexico

Tel: +5255-5141-3800

Fax: +5255-5141-3835/3836

E-mail: amchammx@amcham.org.mx

Web: [http://www.amcham.org.mx /](http://www.amcham.org.mx/)

7. 4 ジェトロ・メキシコ

Jetro Mexico

住所: Torre Polanco, Mariano Escobedo No. 476 Piso 2, Oficina 203,

Col. Anzures, Delegación Miguel Hidalgo,

C.P. 11590 Mexico, D.F. Mexico

Tel: +5255-5202-7900

Fax: +5255-5202-8003

Web: <http://www.jetro.go.jp/mexico/>

